高橋道政の検証

2014年6月26日 北海道議会民主党・道民連合議員会

I. はじめに

2001年から2年間、経産省北海道経済産業局長として、北海道の経済状況をしっかりと把握し、その処方箋を携えたとのふれこみで、2003年「新生北海道」をキャッチフレーズに、道政に登場した高橋はるみ知事は、その後、2007年、2011年に再選、三選を果たし3期にわたり北海道のリーダーとして、膨らみすぎた道債、硬直した財政の好転を目指し、経済の発展により、新しい北海道に生まれ変わらせるとの期待を抱かせながら、この間の道政を担ってきた。

しかし、バブル崩壊後の長引く景気低迷により、産業の衰退、不安定な雇用環境、医療・介護・福祉の増大など、国内においても底の見えない負のスパイラルから抜け出すことが出来ず、とりわけ北海道は広域・分散・寒冷という地域性、産業は農業、漁業、林業などの一次産業が中心で、経済においても国内で一番最後に春が来て、一番早くに冬が来る地域であること、一方では、食の宝庫でもあり、豊富な手つかずの自然に恵まれた観光エリア、膨大な賦存量を有する新エネルギー・再生エネルギー資源にも恵まれている。

こうした状況の中で知事に就任し、1期目には「北海道新生プラン」、2期目には「北海道新生プラン第II章」、3期目には「新生北海道戦略推進プラン」を策定し、毎年「アクションプラン」で進行管理を行ってきたが、11年を経た北海道の現状は、起債では就任時4兆9,000億円から5兆9,000億円にもふくらみ、名目GDPも2003年に比較すると2010年は約1兆4,00億円も下落、他県と比較してもGDP増加率、一人当たり県民所得、財政力指数など軒並み下位に低迷し、自らの公約であった、「新生北海道」は道民に豊かさを感じさせることなく「画餅」と化してしまった。しかし、このことに対する自らの言葉は、未だ発することは無い。

にも関わらず、知事は、昨年12月に自らの4選出馬への意欲を経済界に示したとされるが、これまで知事を支えてきた道議会自民党でさえ、常に国頼りで自ら判断しない知事に対して内部からの批判が大きくなったため、取り組んできた「道政検証」を封印せざるを得ない状況だ。

我々、道議会民主党・道民連合は、昨年の10月に「高橋道政検証プロジェクトチーム (PT)」を発足、会派議員全員が所属した6つのワーキンググループ (WG) で、分野 ごとの検証作業を進め、この度、その報告を基に「高橋道政の検証」を取りまとめた。

この検証が多くの議論の素材に供され、来年の統一自治体選挙に向けた民主党北海道の選挙公約策定等に、幾ばくかの貢献を果たすことを望みたい。

Ⅱ.諸般の情勢

1. 国内情勢

この11年間、国政は小泉政権から、第一次安倍政権、福田政権、麻生政権、そしてこれまでの自民党政権の独裁に楔を打つように国民は民主党政権に国政を委ね、鳩山政権、 菅政権、野田政権と続いたが、2012年12月の総選挙において再び自民党に政権が移り、第二次安倍政権が発足した。

経済的には、米国のサブプライムローンに端を発した金融危機が影響し、戦後最長といわれた「いざなぎ景気」は終焉を迎え、日本経済は再び不景気の波に飲み込まれることになり、安い労働単価を求める企業が海外移転に走り、日本経済は不況からの脱却が出来ないまま、GDPは中国に抜かれて世界第3位に転落した。

道内では企業の業績は伸びても、労働者への還元は無く、逆に終身雇用から契約社員、派遣社員などに労働環境は急激に変化した。生活環境の不安定により、結婚したくても出来ない若い労働者の増大も一つの要因として、少子化傾向に歯止めがかからない一方で、世界に前例のない早さで進む高齢化によって、日本社会は深刻な状況に陥っている。

2011年3月11日には東日本大震災が発生し、地震による大規模広範囲に及ぶ津波被害、そして未曾有の東電福島第一原発事故は放射能汚染を世界中にまき散らし、未だに事故原因が解明されない中で、汚染水はたまり続け、被災地の除染や復旧は遅々として進まず、放射能放出は止まらない状況が続いている。

「原発安全神話」が崩壊したにも関わらず、第二次安倍政権は本年4月に閣議決定した「エネルギー基本計画」で、原子力を重要なベースロード電源と位置付け、事実上、原発の再稼働に大きく舵を切った。

見せかけとも言うべきデフレ経済脱却の金融政策(アベノミクス)、復古主義的なナショナリズムへの回帰、日中、日韓との関係悪化、北海道の一次産業に大きな影響が危惧されるTPP貿易交渉、知る権利を制限する特定秘密保護法、解釈改憲による集団的自衛権の行使など、保守色を強めている。

2. 道内情勢

本道を取り巻く情勢に目を移すと、1996年以降デフレの影響を受けて北海道経済は低迷、バブル期の過剰融資から道内の主要金融機関であった北海道拓殖銀行が破綻、その処理が北海道経済に影を落とした。

北海道新幹線着工や知床の世界自然遺産登録、洞爺湖サミットの開催など北海道経済や観光に効果が期待される出来事があった一方で、ミートホープや石屋製菓、雪印での品質偽装、さらには全国的に社会問題となったホテルなどでの食材偽装によって、安全・安心が大きく脅かされることになった。

道政課題では、後継者不足による1次産業の衰退、医師不足による地域医療の格差拡大、 北海道に大きな影響が想定されるTPP交渉、破綻したHACのJAL再子会社化、泊原 発再稼働問題、夕張市の破綻など、マイナスの面が多く、さらに、この11年間、高橋道 政の下では、道警裏金問題、道財政立て直しプランの失敗、北海道住宅供給公社の破綻、 泊原発プルサーマル導入に対する「やらせ」、大山鳴動の支庁制度改革、地元へ引導を渡 したふるさと銀河線の廃止、手をこまねいた高齢化と少子化対策、幻となった「新しい自 治のかたちづくり条例」、初動対応に不備があった上川管内大雨災害、根室管内で8人の 死者を出した暴風雪被害など、到底責任ある政治が行われているとは言い難い状況にある。

Ⅲ. 政治姿勢と道政運営

高橋知事の道政運営の基本は、常に「国」にある。何をするにも国に要請し、難しい課題は国に判断を委ね、国の決めたことには異を唱えずの「要請し、委ね、服従する」というのがその実態である。

これに伴い、知事としての主体性、独自性が発信されないことから、道職員の新しい発想も小粒なものとなり、将来を見据えた政策より目の前の事象への対処が中心となってしまいがちである。

また、政策に関わる会議への職員参加は、主幹職や課長職が除々に排除され、局長級の参加も減り、部長級を中心に進められているとされるが、知事に意見をする管理職はその後外部や閑職への異動ということが少なからずあり、知事の周囲はイエスマンが中心となる「裸の王様」の様相を呈し、職員への求心力は低下の一途を辿っている。

さらに、道の行財政改革は、業務の緊急性・必要性・将来性を軽んじ、削減ありき・効率化ありきの内容となっていることによっても職員の士気は著しく低下してきた。

また知事は、「地方を重視する」として、各地域への訪問を行ってきているが、ただ訪問して関係団体等との懇談で地域事情を聞くだけでは意味が無いのは明らかである。

一例だが、幌延深地層研究所では地上施設の視察を行い、隣接している「トナカイ牧場」 には足を運んだが、肝心の調査坑道には一歩も足を踏み入れることはなかった。

IV. 分野別の検証

1. 地方自治

(1) 道州制

地方自治のあり方を根本的に見直し、地域主権型の社会を構築するというかけ声で始まった「道州制」への取り組みは、国への要請が実り2006年に国が北海道をモデル地区とする「北海道道州制特別区域推進法」を制定、道も呼応して「道州制特区推進条例」を制定し、数次におよび国に対して権限委譲を求めてきたが、省庁の抵抗が強く、実現したものは本来の期待とはかけ離れた些末なもののみで、今では、地域主権や今後の道州制に対する国の関心は希薄なものになっており、道がこれまで注ぎ込んだエネルギーは水泡に帰した。

また、高橋知事が進めてきた地方分権・地域主権の取り組みは認識の甘さが目立ち、道州制に今後どのように取り組むのかが明らかにならないまま今に至っている。

(2) 行財政改革

小泉政権下での「三位一体改革」の影響で、2007年から2009年にかけて、規制緩和、地方交付税の大幅削減が行われ、道財政も一段とその厳しさを増したことから、知事も行財政改革に着手、2007年8月に「道財政立て直しプラン」、2009年2月には「新たな行財政の取組み」を策定して「選択と集中」によるとする行財政改革に取り組んだが、その手法は予算の一律カットと道職員の定数および給与の削減だよりのものとなっており、これまでの職員給与削減の合計は2兆8,850億円にも及んでいる。

2012年には『「新たな行財政の取組み」(改訂版)後半期の取り組み』を策定したが、毎年の計画は目標を達成することなくその都度作り替えられ、財源の手だてを職員給与の削減ばかりに求めることから、抜本的な解決には至らず、職員のモチベーションの低下を招いている。

(3) 支庁制度改革

100年に一度の自治体改革として知事が目玉公約に掲げた支庁制度改革は、分割案として全道6つの地域生活圏に支庁を設置する案を示したが、いつしか9つの案に変わり、付託された道議会の特別委員会においても審議が紛糾、委員会開催日には、各地域からの傍聴者で委員会室が埋め尽くされ、議会の外でも各地から集った方々が発する反対のシュプレヒコールやむしろ旗が掲げられ、道議会始まって以来の異様な雰囲気の中での審議は、結局、与党会派の強行採決により成立したが、この条例は一度も施行されることないまま改正されるという前代未聞の結果を招き、翌年、14支庁を総合振興局と振興局に名称変更しただけの「看板の掛け替え」で幕を閉じた。

この際に与党から条件として出されたのが「地域振興条例」と「新しい自治のかたちづくり条例で、一昨年から「地域振興条例」に基づく市町村への道職員派遣を行っているが、「新しい自治のかたちづくり条例」は棚晒しの状態となっている。

(4) 地域振興

約350億円の負債を抱え、財政政再建団体となった夕張市には、2006年以降道職員の派遣や、赤字相当額に対する短期資金貸し付け制度の新設などの支援を講じてきたが、新規職員採用凍結や勧奨退職に関わる人員減は住民サービスに直接影響するものとなり、他自治体からの支援も有ったが、それぞれの自治体も厳しい財政状況にあり、派遣職員の引き上げが相次ぎ、さらなる道職員の派遣が求められるが、的確に応えられていない。

また、道内では過疎による限界集落問題も惹起されているが、「国の地域づくり総合交付金」のみの対応で道による有効な対策はなかなか講じられておらず、市町村の目線、そこで暮らす道民目線とはほど遠い対応となっている。

2. 産業・雇用

(1) 農業振興

農業は典型的な後継者不足にあり、その原因の多くは一定水準の所得が維持出来ないことにある。国は様々な所得確保対策を講じてきたが、一方でその対策が猫の目政策と揶揄されるように、一定したものになっていなかった。

民主党政権において確立した戸別所得補償制度に対する評価は高く、さらに生産するだけではなくそれを加工し、流通することまで手がける六次産業化によって、より大きな所得確保に繋がる方策として大きく期待されたが、第二次安倍政権はこの制度を廃止し、旧来型の所得制度を押しつけてきている。

さらに、TPP交渉の結果によっては、壊滅的な打撃を受けることになるなど、農業問題は厳しさを増しているが、北海道の農業政策は、国の制度改革には一定程度対応するものの、後継者対策等には具体的な効果が現れていない。

六次産業化や農業生産法人化などへの支援や情報提供、人材の育成、就農希望者の研修・相談会・セミナー等を開催しているものの、指導体制が依然として弱い。

一方、「米チェン」の取り組みにより今や、北海道産米は「コシヒカリ」等に肩を並べる評価となり、「麦チェン」効果も僅かながら現れている。

TPPでは、今後も条件闘争に入らず断固とした態度を維持することが、一次産業を基 幹産業とする北海道の知事のあるべき姿であるが、これまでの様々な施策に対する知事の 姿勢を見る限り、その期待はたぶん裏切られることになるだろう。

(2) 畜産振興

牛乳の消費低迷から乳価が安定的な収入源とはなっておらず、乳製品加工との組み合わせが必須であるが、有効的な支援が必ずしも十分ではない。

また、コントラクターやTMRセンターなどによる労働力の緩和や酪農へルパーの育成、 高病原性鳥インフルエンザ、豚流行性下痢(PED)等への対策と備え、BSEの独自検 査継続など、畜産振興への対応が薄い。

(3)漁業・水産業振興

漁業も農業と同じく高齢化が進行し後継者不足が大きな課題となっている。漁業就労希望者は少なく、鹿部町にある道立漁業研修所の総合研修は年間40名前後の研修終了者を輩出しているが、水産会が行っているU・Iターンの新規参入者への漁業研修やマッチングは、年間数人程度となっており、焼け石に水の状況で効果的な手だてが講じられていない。また、普及員も削減され指導普及体制が脆弱になってきている。

資源管理、とりわけスケトウダラのTACについては、資源量の根拠として抽出漁船による操業データーの収集を行い、資源状況を水産総合研究センターに提供してTACの期中改訂への対策を打っているが、浜の実態と国の示す漁獲量とは乖離が有り、それを埋める知事自身の努力が全く見えないままである。

日本海沿岸漁業は、藻場の保全対策が進んでおらず、サケ・マス、マツカワ、ニシンなどのふ化事業や栽培事業などは漁獲量、価格などは計画とかけ離れ、また、本道沿岸漁業において日本海対策は急務となっているが、ただ手をこまねいているだけである。

温暖化に伴う海水温の上昇は、温暖水域の魚種の流入を招いているが、本来、寒冷水域である北海道の主要魚種であるサケやイカ等が、ここ数年不漁となっているにも関わらず、その調査や対策がなおざりにされている。

これまで絶滅危惧種とされ、漁業被害の絶えなかったトドやアザラシの海獣対策は、幾度となく漁業者から声を上げられているが道としての対策は不十分であり、ようやく対策が講じられたがそれも抜本的なものとはなっていない。

また、魚の消費拡大キャンペーンは一過性のものであり、消費減少に歯止めがかかっていない。

(4) 林業の振興

林業の担い手不足も深刻さを増している。

「北海道林業事業体登録制度」を創設し、研修の支援などを行っているが、担い手となるべき若い方々の育成と就業意欲が湧く作業員の待遇改善とイメージアップ対策の充実が不足しており、林業・山村就業対策としての通年雇用と定住化の仕組みが体系的になっていない。

また、輸入自由化により外材の値段が安い環境下にあり、苦境にある国産材とりわけ道産材の消費拡大が叫ばれて久しいが、道はこれまで公共施設への活用だけに終始してきた。

今後は民間事業者による道産木材活用のための誘導策が必要であり、その努力が必要だ。 さらに、「カーボンオフセット活用型森林づくり」を創設したが取り組みは低迷を続け ていることから、新たな対策が必要となっている。

木質バイオマスは、北海道特有のエネルギーとしての対策が希薄であり、木質ペレットの普及も停滞気味である。

(5) 観光振興

一次産業と並ぶ北海道経済の中心軸の一つである観光産業は、年間4,612万人が楽しみ、道外からは487万人、海外からは57万人が訪れており、ホテル数679施設、旅館数2,622施設を数え、約16万人の雇用を支え経済波及効果は1兆8,237億円に及んでいるが、道の観光予算は約6.1億円で、沖縄県の約92億円の15分の1、それも北海道観光機構に事実上丸投げという批判が多く、道の主体性が問われている。

何もしなくても観光客が来るというものではなく、全国がライバルであるにもかかわらず、道の認識は極めて低い。

北海道の経済・産業における観光の位置を考えるならば、経済部の内局の一つではなく、 単独の部に昇格させてもおかしくないのだが、知事にその考えは無く、海外観光客誘致の ため単に東南アジアをターゲットとしたキャンペーンを行っているに過ぎず、道内、国内、 海外とのそれぞれの誘致戦略に対するリーダーシップに欠けている。

強いて言えば、知事の興味はIR(統合型リゾート)の一つである「カジノ」のみ、また、海外観光客誘致と称して頻繁に極東アジアや東南アジアを訪問するが、国内対策には気が乗らないのか北海道新幹線開業年の2016年3月からJR6社と自治体が重点的に展開する「ディスティネーションキャンペーン」に、JR北海道と共に手を挙げなかった。結果、北海道新幹線新函館開業の「ディスティネーションキャンペーン」は青森県が手中に収めた。なんという失点なのか。これが観光に対する知事のスタンスなのである。

(6) 食産業の振興

「食と観光」は北海道のイメージでありキャッチフレーズでもある。ましてや食は食糧 基地としての北海道の優位な産業である。

しかし知事は、食に関する具体的な施策を持ち得ず、結果的に道経連が提唱した「食クラスター構想」に相乗りし、これを全道展開することにした。

その後、各地に食に関わる加工や消費者参加型のマーケティング・販路拡大などのモデルを通じ、生産・加工・販売の複合的六次化を推進することになる。

また、民主党政権下における「国際戦略総合特区構想」には、先進地であるオランダの「フードバレー」を参考に「北海道フードコンプレックス国際戦略特区」として申請、何とか指定を受けたが、その後の事業展開は自治体任せで、道としての国際戦略に対する主体性は不十分であり、食産業立国の優位性を生かせないばかりか、アベノミクスの成長戦略で打ち出された「国家戦略特区」に安易に飛びつき、準備不足が否めないまま提出した「JAPANフードピア構想」は、これまでの「北海道フードコンプレックス国際戦略特区」との整合性も示さないまま、国の言う通りに農業の規制緩和も追加したものの指定を受けることが出来なかった。これも国依存の典型的な例である。

(7) 雇用

1期目就任後の2005年3月に制定した「雇用創出基本条例」に基づき策定した「北海道雇用創出計画」では、3年間で8万人の雇用創出を目指すことにし、目標は表面上達成できたように見えているが、その実態は単年度の単純積み上げであり、その間に失業した労働者との相殺は行われておらず、実質的な雇用の増とはなっていない。

また、2期目、3期目にそれぞれ4年間で10万人の雇用創出を目指したが、目標には 至っておらず、その検証もないまま、道内労働者の約半数が非正規労働者という現状にな っている。

一人当たりの道民所得は2010年度で全国36位の244万円に下がり、完全失業率は2012年度で全国4位の5.2%と高く、有効求人倍率は2012年度で0.59倍と全国43位の低位、非正規労働者比率も2013年度で42.82%と全国2位の高さである。

この間「新・一村一雇用起こし事業」等を実施してきたが、その内実は、国の「緊急雇用創出事業」や「ふるさと雇用再生特別対策事業」、また、「震災緊急雇用対策事業」など国の基金事業に頼るものが多く、ほとんどが期限付きの雇用対策であることから、その後のフォローアップ、知事のリーダーシップが問われることになるが、支庁制度改革以降、振興局が地域の振興や雇用にどのような成果をもたらしたかの検証もされておらず、また生活保護支給額より低い地域最低賃金の解消、ブラック企業対策にも消極的で、公契約条例にいたっては検討する考えはまったく無い。

3. 医療・福祉・道民生活

(1) 地域医療

医療・福祉の充実は生活の基盤であることはその論を待たないが、知事が就任してまず 手がけたのは「聖域なき歳出削減」での医療・福祉の縮小・廃止であり、「北海道医療給 付事業」「特定疾患治療研究事業」の見直しであった。

時あたかも小泉改革の中で医療費削減が叫ばれ、その原因を医師数の多さへとすり替え、 医育大学の臨床研修制度見直しが行われたことから、地方の医師不足が顕著に表れ、深刻 な問題となった。

北海道も医師の地域偏在が著しく、医育大学を有する札幌市、旭川市以外では医師不足は自治体存続の危機までも想定されるほどとなり、特に産婦人科、小児科、救急医療の医師不足は喫緊の課題であり、各自治体首長の最優先の仕事は医師の確保と言っても過言ではない状態が続いている。

その対処として、札幌医大や自治医大からの医師派遣体制や道外からの医師確保、道内 医育大学の定員増、地域枠入学者への奨学金貸し付け、高校への医学進学課程の設置など を行ってきたが、新しい医師養成には時間がかかり抜本的な対策にはなっていない。

また、医師不足は自治体病院の経営にも大きく影響し、その存続自体も危ぶまれている。 併せて、診療報酬改定に伴う看護師の配置基準等から看護スタッフ不足も顕在化してき ているが、民間に任せるとして、道立の養成機関を廃止するなど真逆の政策を行っている。

「道立病院の運営形態見直し計画」は指定管理者制度の導入をその柱としたが、地域や道議会の反対の声を無視して試みたものの計画は失敗に終わり、頓挫してしまった。

「自治体病院等広域化・連携構想」も2次医療圏におけるそれぞれの医療機関の思惑もあり、検討協議は笛吹けど踊らない現状にある。

(2) 障がい者福祉

障がい者施策の促進を目的として「障がい者の権利擁護と暮らしやすい地域作り条例」 が議員提案で制定され、その施策を推進するために各振興局への担当配置も行い、協議す る場も設置してきたが、その効果は未だに不十分である。

また、就労支援の取り組みにも力を入れてきたとしているが、景気低迷には抗しがたかった。 総じて、障がい者福祉については、条例の精神や個別の指針、施策を含めて、今

までの域を脱しない結果と言えるのではないか。

(3) 高齢者福祉

急速な高齢化と単身高齢者、認知症の増加が見込まれ、市町村における高齢者施策の取り組み内容にも差が生じており、対応が追いつかない状況となっている。

「地域包括ケアシステム」など、地域包括ケア重点推進事業の取り組みも十分とはいえず、一方、国は在宅介護への回帰を進めているが、北海道においては冬期間の生活実態が厳しく、老老介護などでは地域で生活が出来ないことから、施設介護が不可欠となっている一方、入所希望数とは裏腹に待機者数は一向に減っていない。今後、介護保険の保険者が市町村となれば、道による支援が高齢者の命と直結することとなるが、その対応についても知事はいつものように国の方ばかりを見ている。

(4) 児童福祉

知事は、子育てをしてきた母親として、子どもへの施策はしっかりと取り組みたいとし、 様々な子育て支援策を講じてきたが、その効果は不十分だ。

産休、育休を取り入れる企業は増えてきているが取得状況は芳しくなく、毎月19日を「道民育児の日」として広報してきたが、道民の認知度はかなり低い。「北海道すきやき隊」の発足で協力企業は増えつつあるが、具体的に子どもの見守り、声がけや一時預かり、子ども会や青少年活動が地域で活発になってきたとは言い難い状況にある。

子育て家庭が各種割引の制度を受けられる「どさんこ・子育て得点制度」の導入自治体は4分の1程度に留まり、知事の肝いりの割には実績面で低調な施策だ。

また、待機児童の解消や、国に先駆けて取り入れた「認定子ども園」はモデル園での取り組みだけにとどまり、その検証も曖昧なものとなっている。

(5) NPO等市民活動

知事の就任前、2001年に「北海道市民活動促進条例」が制定され、市民活動センターの設置やNPOバンクの設立が行われ、2013年には「北海道控除対象特定非営利活動法人の指定の手続きに関する条例」が制定され、様々な分野にNPO法人の活動範囲が広がったが、道のNPO法人活用は指定管理者としての施設管理などが中心となっており、その契約更新が5年毎となることから、NPO法人が中長期的な運営計画を立てられず、また、委託料はNPOが努力し効率化した分、翌年の委託料が削減されるという仕組みとなっており、公共サービスを担うNPO法人を、ただの経費削減の道具としてしか捉えていない姿勢がうかがえる。

(6) DV対策等

道立女性相談援助センターや民間シェルター等で対応しているが、民間シェルターに対する支援が手薄であることから、その運営が非常に厳しくなってきているにも関わらず、対応は道としての独自の支援よりも、国に要請をするだけとなっている。

4. 交通対策等社会資本整備

(1) 北海道新幹線

まず、ここではっきりさせておくべきことは、北海道新幹線新函館開業は知事の成果で

はないということである。

知事は、自らの道政の成果として必ず「北海道新幹線新函館開業」を取り上げるが、これは長い歴史と期成会の方々の努力の結果であって、たまたま着工決定の時期に知事の椅子に座っていただけであり、知事が行ったのは現函館駅乗り入れを地元函館市に断念させたことだけである。

そして、新函館駅(仮称)から札幌市までの着工を判断したのは民主党政権下であり、 知事は民主党に対し、北海道新幹線札幌延伸を一言もお願いしてはいないのである。

知事ともあろう方が北海道道民の願いである札幌延伸に対し、政権が自民党ではないから要請も行わなかったということは由々しきことであり、このことを持ってしても知事は道民党ではなく、自民党の配下としての意識しか持ち合わせていないということが明らかになった。

(2) 第三セクター

北海道新幹線並行在来線の廃止に伴う木古内駅〜五稜郭駅までの間は、第三セクター会社を設立して運行することになったが、その出資については、当初、道の責任を果たすような比率ではなかったことから沿線自治体が反発、やっと道の出資比率を増やすことで協議が整ったが、この件で会社設立に対する道の腰が引けていることが判り、沿線自治体から不信を買った。

(3) JR北海道

JR北海道のディーゼル機関車エンジントラブル等が相次ぎ、その原因も明らかにならないまま昨年、八雲駅付近の貨物列車脱線事故、大沼駅構内での貨物列車脱線事故を端緒にレール幅の改ざんや改修放置が次々と発覚した。

このことが組織ぐるみであることが判明し、組織のトップを担う方が自殺するといった 異常事態の中、JR北海道は体制強化のためJR東日本から役員派遣を求めるなどの対応 を行ったが、昨年11月からのダイヤ改正では函館線、稚内線などの減便・減速で乗客に 多大な不便を強いてきた。

しかし、知事はJR北海道に状況を報告させることに終始し、あるいは国交省へJR北海道の指導強化をお願いするだけで、道としての主体的な動きは全く無かった。

今も、減速・減便はそのままであり観光客を含めた乗客に迷惑をかけたままで問題の解 決には至っていない。

(4) HAC

2010年JALが経営破綻し、HACは道が筆頭株主となってその運営を行ってきたが、2011年に起こった重大インシデント以降、機体の整備不良やトラブルによる欠航が続き、その結果、赤字が膨らんだことからHACは監査法人の経営コンサルを受け、路線の休止や変更、便数減で対応することになったが、これまで出資をしながらHACが撤退した自治体の不満は大きく、道への不信を招いた。

赤字体質は依然として続き、道からの借り入れや支援によって何とか経営を続けてきたが、この間の道の対応は付け焼き刃、その場しのぎの対応に終始し、HAC担当の幹部職員も入れ替わり立ち替わりで誰も責任を取ろうとしなかったことは、知事のリーダーシップの欠如以外のなにものでもない。

今年度中には再生したJALの再子会社化になることが決まったが、今後もどのような 支援を行うのかは未だに示していない。

(5)新千歳空港

国内線は順調だが、国際線のCIQ体制が不十分であり、中国など一部外国航空会社の乗り入れに制限があり解消できていない。

また、24時間化については、6枠合意時の地域振興策が未達成なことから地域住民の不信を招き、話し合いもままならない状況で推移しているが、ただ手をこまねいているだけとしか見えず、本気度が疑われる。

5. 環境・エネルギー

(1) 地球温暖化

議員提案による「北海道地球温暖化防止対策条例」が制定され、これまでの取り組みへの担保と、今後の推進強化への基盤が出来、社会状況も温暖化防止のためのCO2削減の機運が高まったことから、各種の施策を投入した。

条例に基づいて北海道地球温暖化防止対策推進計画を策定し、CO2削減に向けた北海道独自の環境目標と達成企業への認証事業、カーボンオフセットの普及、グリーンニューディール基金による環境貢献企業への支援事業、自動車から鉄道・船舶への貨物輸送モーダルシフト、アイドリングストップ、公共交通利用促進啓発、公用車の低燃費・低公害車導入促進、マイバック運動、クールビズ・ウォームビズ等々を取り組み、北海道の環境を守るという道民の意識が継続していることから取り組みは順調に推移しているが、カーボンオフセットの普及は休止状態となっており、グリーンニューディール基金事業の利用はわずか10数社にとどまっており、本来、行政と企業が率先する事業においては、成果が上げられていない。

(2) 震災がれき処理

国からの協力要請に対し、受け入れ可能な自治体があるかどうかの調査以前に知事は受け入れを表明した。その後、道民の理解と安全・安心の確保を図りながら検討することにしたが、道内自治体内でも住民の中で賛否が別れ、具体的な搬入には至らなかった。

その後、被災地を中心とした処理先が確保されたことで一件落着したが、国の要請に飛びつき、慎重さを欠いた判断によって、結果「大山鳴動ネズミー匹」という失態を演じた。

(3) 生物多様性

希少種の多い北海道として、生物の多様性の保全と持続可能生態系の維持を目的とした「北海道生物の多様性の保全等に関する条例」を2011年に制定、それに伴い「北海道立自然公園条例」、「北海道自然環境等保全条例」を改正し、生物多様性保全計画を策定し、圏域協議会を設置、稀少野生動物・外来種の指定を検討するため地域意見交換会を行っているが、取り組みに対する道の主体性が欠け、対応が遅れている。

(4) エゾシカ対策

エゾシカ保護管理計画によると、2012年には目標数である38万頭を大幅に超えた55万頭(実数)が生息しており、農業・林業被害は年間63億円に達している。

このため、個体数調整のためハンターなどの確保、育成、助成、禁猟時期の短縮、夜間の狩猟の一部解禁などを行ってはいるが「焼け石に水」、侵入防止柵、囲い罠、くくり罠なども大きな成果にはなっていない。

シカ肉の販路拡大や消費拡大に取り組み、「養鹿場」への支援、飼育・と殺の技術支援、「シカの日(毎月第4火曜日)」の制定、加工や調理セミナーの開催など、食としての認知を高める施策は始まったばかりで、今後の推移を見る必要がある。

(5) トド・アザラシ対策

トド・アザラシの漁業被害は目を覆うものがあるが、国の絶滅危惧種に指定されており、 駆除に制限が加えられていることから、ほとんど打つ手がない。

国は「アザラシ保護管理検討会」を設置し、保護管理と被害防止対策を検討中だが、抜本的な解決策に欠け、道の環境省への要請も平行線を辿っている。

積極的に現場の実態を突きつけ、国と協議はすべきであるが、その対応が弱い。

(6) 泊原発

3・11以降、「原発神話」は崩れた。しかし原発に関わる知事のポリシーは、原発推進から脱していないのではないか。

2009年に行われた道主催のプルサーマルシンポでは、事業者側の意図的な動員があったことが2011年に明らかになり、住民の意思を正しく判断できたのか、シンポの合理性が問われた他、北電役員から会社ぐるみとも思われる個人献金を受け続けていたことなど、経産省出身の知事自らが原子力村の有力な構成員と指摘されてもやむ得ないような状況にあった。

3・11以降、全国の原発は定期点検後そのまま停止したが、泊原発3号機だけは定期 点検後の調整運転を行っており、この調整運転を5ヶ月間継続した後、8月には3号機の 本格運転への同意を判断した。

全原発が停止している中での継続稼働は、北電との関係において改めて道民からの不審 を招くことにも繋がった。

その後の定期点検で、3号機も停止したままであるが、危惧されていた北海道の冬も道 民の節電努力、火発等の現場職員の努力などによって2度乗り越え、泊原発が停止してい ても大きな影響が無いことが証明された。

現在、泊原発は原子力安全規制委員会の審査を受けているが、審査終了後の再稼働について、地元判断の範囲やその内容についての判断を知事は国に委ね、自ら判断しようとしていないのは原発立地県の知事としての主体性の無さが顕著に表れている。再稼働の判断は来年の選挙を意識してか、その責任を国に押しつける狡猾さが見え隠れしている。

(7) 大間原発

函館市との最短距離が約23kmの電源開発大間原発に対し、函館市等からは道に対して、建設凍結への協力が要請されたが、知事は傍観の姿勢を崩しておらず、道南の自治体や住民からは失望の声が上がっている。

函館市は全国で初めてという自治体訴訟を起こしたが、知事は「国に対し、その必要性 やエネルギー政策上の位置づけを明らかにすると共に、規制委員会において厳格な審査、 確認を行うよう求めている。」と全く他人事のように話し、「地元自治体の考え方を踏ま え、適切に取り組む」などと、何をどうするのか全く語らず、まるで禅問答のように話すだけだ。

(8) 新エネ・省エネ

北海道では原発を過渡的エネルギーに位置づけ、脱原発を盛り込んだ「北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例」が2009年に施行されているが、行動計画には数値目標が記載されておらず目立った取り組みにはなっていない。

3・11以後、改めて再生可能エネルギーが脚光を浴び、知事は「北海道は再生可能エネルギーの宝庫」と語るが、具体的な取り組みは見えていない。

道議会から、行動計画への数値目標導入について求められたが、国のエネルギー計画で示されてからと、ここでも国の指示待ちの姿勢でいる。国が数値目標を具体的に明らかにしなかったため、やむなく道の行動計画に数値目標を記載したが、その内容は大まかなものとなっており、単年度毎の数値目標の記載を避けていることから評価は出来ない。

北電は、泊原発再稼働が最大の悲願であるため、再生可能エネルギーの買い取りには消極的で、昨年の「個別価格買い取り制度」で太陽光や風力、地熱などへの民間投資が盛んにはなったが、民間要望の3分の1以下の40万kwしか受け入れず、知事もこれを容認している。このことから、知事は原発再稼働に主眼を起き、再生可能エネルギーはその補足エネルギーとしか考えていないと見られ、条例を生かす考えはうかがえない。

6. 教育・文化・スポーツ等

(1) 義務教育

全国学力調査等の結果、北海道の子どもは学力・体力共に全国平均より低いなどとして、 まずは、学力向上の施策を重点的に取り組み、全国平均を上回る目標を掲げ、点数重視の 学力向上策が展開されてきた。

子ども達は、点数を取ることが学ぶことの目的と刷り込まれ、興味や好奇心などを基盤 とした本来の学ぶことの楽しさを失いつつある。

また、教職員は、調査のまとめやデータ入力などに追われ、知的好奇心を揺さぶり、子ども達の生活に密着する学びを実践するために行う教材研究の時間すら奪われてしまっているが、知事や教育長は、道議会自民党の偏狭的な圧力を利用して教職員に教育の本質を求めずに、成果を求めるようになった。

学力調査の結果について、文科相の方針に沿って校名公表までも容認しようとしている。 また、少人数学級の導入は、国の指針から広げようとはせず、知事は財政難を理由に少 人数学級を廃止するかのような気配さえうかがわせている。

一方、教職員は事務処理、校務分担、授業準備、教材研究などを勤務時間外や持ち帰り 業務でこなさなければならない実態にあるが、一向に改善する姿勢を示していないばかり か、個人的活動にまで通報制度を導入して学校内に相互監視と相互不信を持ち込んでいる。

(2) 高校教育

中教審が掲げた目標別の高校階層化は、①社会的・職業的自立の基盤となる学力習得を目指す「コアアビリティー」②センター試験採用大学への進学に必要な学力習得を目指す「ベーシック」③難関大学への進学に必要な学力習得を目指す「アドバンス」の3つに分類にするものだが、これに呼応して道教委は現職教員をセミナーに派遣、高校1年時に3泊4日での学習合宿を計画するなど、高校の序列化を推し進めようとしている。

高校配置計画は、「地域の意見を十分伺い、必要な措置を講じながら再編整備等を進める」としていたが、「新たな高校配置計画」では、望ましい学校の規模を1学年4学級から8学級と規定、地域キャンパス校の設置や遠距離通学費補助などを行いながら再編を推進。これに伴って2008年から2016年までの9年間で募集停止19校、再編統合対象12校と、併せて31校の高校が地域から消えていくことになる。

地域に高校が無くなれば、若者の流失に歯止めが効かなくなり、地域の疲弊につながる。 この間、地域別検討協議会で協議を行ってきたものの、道教委が一方的に説明するだけの 手法であり、地域の要望が取り入れられたことはない。

(3) 特別支援教育

障がいを持つ子供の教育について、道はこれまで「共生社会」と言いつつも個々の障がいの状況の改善・克服やスキルを身につけることを目標・ニーズとしてきた結果、個別の指導に重きを置き、子ども達を一般社会(普通教室)から分離し続けてきた。

しかし、障がいを持つ子供を社会から「分離する教育」は社会の中で生きていく力を育むことにはならないことは明らかである。

「北海道障がい者の権利擁護と暮らしやすい地域づくり条例」にも、教育の一貫性への 配慮と全ての「合理的配慮」を規定しているが、道教委の姿勢は条例と相反するものであ る。

(4) いじめ対策

北海道においても、「いじめ」が原因で自殺した子どもの例がある。

アンケート調査においてもほとんどの学校に「いじめ」が内在していることが明らかになっている。

道教委は、これまで、いじめに対して効果的な対策を行わず、事件化して発覚してから 原因究明を行うことでしか対処してこなかった。

「いじめ」が全国的な問題となり、国は「いじめ防止対策推進法」を制定し、道も「北海道いじめ防止条例素案」を発表、地域説明会やパブリックコメントを行い、2014年第1回定例会に提案されたが、他府県でのいじめ対策の検証や法についての検討を省いての拙速な提案だった。

北海道においてのいじめ対策の検証が行われずに、条例制定を目指すこと自体がこれまでのいじめ対策の効果の無さを自ら証左するものであり、知事や道教委の「条例を作ればこと足りる」主義の表れである。また、条例の所管が道教委と環境生活部の共管となっていることによって、責任の押し付け合いが生じることも懸念されている。

(5) 文化振興

2006年、知床がユネスコの世界自然遺産に登録された。これに続いて「北の縄文文化」を世界遺産に登録する活動が活発化してきた。

縄文遺跡のある北海道と青森、秋田、岩手の4道県と12市町が「北の縄文文化会議」を設置、4年をかけて推薦書を作成、日本の「世界遺産暫定一覧表」に記載され、その後ユネスコの世界遺産センターの暫定一覧表にも掲載されたが、世界遺産登録に向けて現場の学芸員の研究成果などが活用されていない面があるなど、知事の本気度が伝わらない。

北海道博物館構想は、開拓記念館の展示内容や事業展開、建物強度などの調査・意見聴

取を実施、リニューアルプランを策定したが、これまでの開拓記念館は外部評価などが一度も行われず、第三者の協議会も設置されていないなどの問題が指摘されている。このほか多くの文化事業への支援などは道の施策の中では蚊帳の外に置かれた状況で、これは、知事の文化事業への興味の薄さに比例している。

(6) スポーツ振興

北海道は、その気候風土から冬季スポーツのメッカとなっている。

とりわけ、スキー、スケートは道民の多くが経験しており、スノーボードも若い年代を 中心に人気がある。

また、北海道マラソンや南部忠平記念陸上などのスポーツイベント、北海道が発祥のゲートボールやパークゴルフなどが国内・国際的にも広がりを見せているなど、各種団体の活動が盛んであるが、道からの支援は全く微々たるものである

一方、競技スポーツでは指導者が不足しており、北海道体育協会が実施するスポーツ指導者研修やスポーツ指導者育成などの支援、引退したアスリートを雇用し、現役選手の支援や次代を担うジュニア選手の発掘・育成を図ることなどが求められているが、そのことにも応えられていない。

近年、北海道日本ハムファイターズ、コンサドーレ札幌やレバンガ北海道など、プロスポーツの地元チームが活躍し、新たなエンターティメントとして定着し、子ども達の憧れともなっているが、道の関わりが弱く、道民チームとして道の側面からの支援の意識が薄く、せっかく根付いたプロスポーツを大事に育てる思いが伝わらない。

V. 検証の総論

分野別の検証は、道議会民主党・道民連合内に設置した6つのワーキンググループ(WG)によって分析されたものを参考に取りまとめたため、項目が多岐にわたったが、記載以外にも多くの分野において、WGのメンバーによって検証されていたものの、紙面の関係から代表的なものに限らせていただいた。

高橋道政の検証については、これまで任期1期目最終年次である2006年11月と、2期目の最終年次の2010年に取りまとめられてきた。今回の検証は、過去2回の検証も参考にしながら取りまとめたものである。

この11年間は政治、経済状況が大きく激変した時代だった。

それはまた北海道のトップリーダーである知事の手腕が大きく問われ、また、試される 時期でもあったが、高橋知事はそれを乗り越えてきたのだろうか、いや否である。

毎年の道政執行方針は総花的な内容に終始し、予算編成においても同様に重点的な施策が見えず、小粒な成果しか得られていないという現実の前では、知事が言う「種をまき、大事に育て、花が咲き、収穫の時を迎えた」との感想が意味を持たないことは、巷間言われる「北海道は何も変わっていない」という評価に端的に表れている。

道民の暮らしは前述したように所得は下がり、雇用は停滞したまま経済は右肩下がり、 行財政改革の失敗から道債は増え続け、地域医療も疲弊、一次産業も担い手不足が回復せず、人・もの・金(資金)は都会に集中し、地方との格差は広がるばかりだ。厳しい時こそ地域との連携によって北海道全体の力を結集することが不可欠であるにもかかわらず、 支庁制度改革の取り組みに見られるように、連携は口先、小手先の対応で、地域を大事にする成果は一向にあがっていないのである。 高橋道政3期の成果は何だったのだろうか。

それは、知事を支え続けた自民党や経済界からもため息が漏れるほど期待はずれのものであっただけではなく、町村会など各地域の首長からもあきらめの言葉が聞こえ、報道においても「何もしなかったから失政もない」と論評されるようなものだ。

私たちは議会議論を通じて、常に高橋道政をチェックし、その道政運営に苦言を呈し、 時には政策提言し、議員提案条例も他府県にないほど作り上げてきたが、行政のトップで ある知事には、議会に対応しうる積極性、主体性の片鱗もなく、惰性の道政運営を続けて きたと指摘しても過言ではないだろう。

今や、道職員はこのような知事の下で、公務員としての本来の使命を押し隠し、道民の ために仕事をするのではなく、知事のために仕事をしているに等しい状況になっている。

何もしない、何も変わらない、自ら発信することなく、常に国頼みの姿勢に終始し、

11年間を無為に浪費し、道民を欺いてきた罪は非常に大きい。

従って、高橋知事の道政運営は、そのほとんどが評価に値しないものであると断定せざるを得ない。

以上